

関係者各位

お 知 ら せ
環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品
(英国を原産地とするもの)に係るセーフガードの発動について

関税暫定措置法施行令別表第1の25の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(英国を原産地とするもの))については、令和7年度の初日から令和7年5月末日までの輸入数量が、関税暫定措置法第7条の8第1項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなったことから、同項の規定に基づき、令和7年7月1日から令和8年3月31日までの間、環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品(英国を原産地とするもの)に係るセーフガードが発動されることとなりました。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象物品及び税率

対象品目		関税率	
		発動前	発動後
CPTPP 適用豚肉調製品 (英国を原産地とするもの)	分岐点 価格以下	$77.19 - 0.075 \times \text{課税価格 (円/kg)}$	$368.91 - 0.36 \times \text{課税価格 (円/kg)}$
	分岐点 価格超	1.1%	5.1%

※分岐点価格=897.59円/kg

※分岐点価格以下 : 0210.11-010、0210.12-010、0210.19-010、0210.99-011
1602.41-011、1602.42-011、1602.49-210

分岐点価格超 : 0210.11-020、0210.12-020、0210.19-020、0210.99-019
1602.41-019、1602.42-019、1602.49-220

2. 当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等について

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターホームページ中のNACCS掲示板をご確認ください。

以 上

【本件に関する照会先】

業務部通関総括第1部門
電話番号：078-333-3086